

# 育児・介護休業手当金の 給付上限相当額変更のお知らせ

## 給付上限相当額

育児休業手当金及び介護休業手当金の算定基礎となる給付日額に設けられている給付上限相当額が変更されました。

## 変更日

令和4年8月1日から

給付名	給付割合	給付上限相当額
育児休業手当金	67/100 (休業期間が 180 日まで)	13,878 円 (7 月まで 13,722 円)
	50/100 (休業期間が 181 日以降)	10,356 円 (7 月まで 10,240 円)
介護休業手当金	67/100	15,266 円 (7 月まで 15,102 円)